

### 3 1パイヤーズJCBカード会員特約

#### 第1条 名称

本カードは、協同組合大阪舶来マート（以下「当組合」という。）と株式会社ジェシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので、3 1パイヤーズJCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

#### 第2条 会員

- 1.本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約（以下併せて「規約等」という。）を承認のうえ入会を申し込み、当組合およびJCBが認めた官公庁、企業、団体または個人事業主（以下「法人等」という。）を法人会員といたします。
- 2.法人会員が予めカードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、当組合およびJCBが認めた方をカード使用者といい、JCBはカード使用者に本カードを貸与します。
- 3.法人会員とカード使用者を併せて会員といたします。
- 4.カード使用者の本カード使用による代金の支払い、その他本カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

#### 第3条 提供サービスと利用

- 1.当組合（本条においては当組合に属する当組合員店舗を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当組合が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 3.会員は、当組合が必要と認めた場合には、当組合がサービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
- 4.会員は、当組合が提供するサービスを受ける場合、当組合所定の方法により利用するものとします。

#### 第4条 会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除

1.法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、当組合が会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行なったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)当組合のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報（以下「会員情報」という。）を収集、利用すること。

法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第5条において届け出た事項  
氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第5条において届け出た事項  
入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容  
会員等の本カードの利用内容（第6条において共有する情報）

(2)以下の目的のために、会員情報を利用すること。

当組合員店舗での仕入会員の管理

当組合の会報および宣伝物の送付等当組合または当組合員店舗の営業に関する案内

ただし、会員が当該営業案内などについて中止を申し出た場合、当組合は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）

(3)当組合の業務を第三者に対して委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

2.会員等は、当組合に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当組合はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

3.会員等は、本特約末尾に記載する当組合の組合員企業が、第1項(1)の会員情報を、当組合の組合員企業各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）

#### 第5条 届出事項の共有

法人会員が、当組合またはJCBに対して届け出た法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、当組合またはJCBの一方に対して変更の届出があった場合には、当該届出いただいた情報について、当組合およびJCBの間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

#### 第6条 利用内容の共有

会員は、当組合が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当組合において共有することに予め同意するものとします。

#### 第7条 会員資格の喪失

会員が当組合会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

#### 第8条 JCB会員規約と本特約の関係

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

#### ご相談窓口

当組合に対する会員情報の開示・訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

協同組合大阪舶来マート

〒541-0055

大阪市中央区船場中央1丁目2番1-B110号

船場センタービル1号館B1階

06-6271-8680

#### 組合員企業

第4条第3項の当組合の組合員企業は、以下のホームページに示すとおりです。

<http://www.hakurai-mart.com>

(TK127700・20091009)